

令和6年2月長浜市教育委員会定例会 会議録

I. 開催事項

1. 開催日時

令和6年2月15日（木） 午前10時00分～午前11時18分

2. 開催場所

教育委員会室（長浜市八幡東町632番地 長浜市役所5階）

3. 出席者

教育長	織田 恭淳
委員	前田 康一（教育長職務代理者）
委員	中村 亜紀
委員	松宮 誠也
委員	兼子 貴絵
委員	前川 加奈子

4. 欠席者

なし

5. 出席事務局職員

教育部長	内藤正晴
次長兼教育総務課長	山岡万裕
次長	東野裕賢
管理監	
兼未来創造部管理監（未来こども若者担当）	為永智子
教育改革推進室長	成田健
教育指導課長	高山義雄
すこやか教育推進課長	河合保
幼児課長	今田元宏
教育センター所長	橋憲照
文化スポーツ課長	川瀬智久
教育総務課長代理	富岡誠
教育総務課副参事	渡邊光徳
教育総務課主幹	川瀬奈津代

6. 傍聴者

なし

## II. 会議次第

### 1. 開 会

### 2. 議 事

日程第 1 会議録署名委員指名

日程第 2 会議録の承認

日程第 3 教育長の報告

日程第 4 議案審議

議案第 2 号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第 3 号 長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正  
について

議案第 4 号 長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正につ  
いて

日程第 5 協議・報告事項

案件なし

日程第 6 その他

### 3. 閉 会

## III. 議事の概要

### 1. 開 会

教育長から開会宣言があった。

### 2. 会議録署名委員指名

松宮委員、兼子委員

### 3. 会議録の承認

1 月定例会

特に指摘事項はなく、1 月定例会の会議録は承認された。

### 4. 教育長の報告

教育長：まず 1 点目ですが、長浜市教育研究発表大会にご参加いただき、ありがとうございました。研究発表がありました若手の授業改善に向けての取組ですが、発表されていた先生は長浜小学校の先生なのですが、ああいった若手教員が中心になってくれると、学校全体でも改善や改革への意識が非常に強くなると思います。委員の皆様にも見ていただきましたが、教員が非常に前向きに取り組んでおり、ぜひともこの取組を市内の学校全体に広げてほしいなと思って

います。

また、園小連携についても、少しずつではありますが、目に見えた様々な動きを先生方自身がしてくれるようになってきましたので、今後子どもたちへのよい影響が出てくることを期待しています。

さて、長浜教育研究発表大会での講演ですが、やはり「目標を間違えてはいけない」という話が私は非常に刺さりました。冒頭に「知徳体は手段であり、目標ではない」ということを言われましたが、「ああ、なるほどな」と思いました。教育委員会においても、各種計画や長浜スタイルなど、目標を持って取り組んでいますが、先日、前田委員ともお話をさせてもらっていたのですが、その型をやることに必死になり、それが目標となってしまう、授業の中身である「子どもに何の力をつけるのか」といったことを見失っていないかという話になりました。最初はマニュアル的なところもあり、まずは型からということでの2年間取り組みましたが、今後はそこにしっかりと中身をつけていかなければならない、そのためには目標設定をもう一度しっかりと見直すことも必要かなと思いました。また、今後とも委員の皆様からご意見などをいただければありがたいです。

もう1点は、先日、能登町への被災地支援に行く教育委員会の職員2人の激励会をさせていただきました。長浜市から教育委員会の2人も含めて6人の方に2月25日から1週間被災地に行ってください。教育委員会の職員も自ら手を挙げていただき、「被災地の支援をしていきたい」と言ってもらっています。1週間という短い間ですが、頑張ってもらいたいと思っていますし、教育委員会内では「その職員が抜けた仕事をフォローすることも支援になるんだ」ということを各課で共有し、みんなで支えていきたいと思っています。

## 5. 議案審議

「議案第2号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について」は、市議会で審議される前の情報であり、公にすることにより市民等の間に混乱を招くおそれがあることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開としたい旨の発議が教育長よりあり、委員の全会一致で可決された。

議案第28号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について  
(会議非公開)

特に意見はなく、各委員とも異議なしということで原案どおり同意された。

議案第3号 長浜市公立学校職員の職務及び服務に関する規程の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、幼児課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

松宮委員：要点の2の(3)について、少し分かりづらいので、具体的にどういったケースなのか教えてもらえますか。

教育指導課長：月あたり平均80時間を100時間の上限まで上げて働いてもらうときでも、その当月やそれ以前の5か月間を足した直近の6か月の平均が80時間になるようにということです。

松宮委員：分かりました。1か月に80時間を超えている場合でも、期間の平均を見て80時間以内に収めましょうということですね。

教育長：実際に、先生方の超過勤務の時間はどれぐらいですか。

教育指導課長：以前に教育長からのお話でもありましたが、今現在、教職員のロードマップを作成しており、なかなか1か月において45時間というのが難しい時間かなと思っているところです。今年度ですが、直近ですと12月は押しなべて平均すると、全職員で40.6時間、ただし4月などはやはり忙しくて61.4時間、押しなべた平均値でもそういった時間になっています。

もう一つは、職員の超過勤務45時間以上の割合について、前年度比マイナス3%を目指すことを教育行政方針でもうたって進めており、おおむねその時間についてはクリア出来てきたかなというところですが、まだまだハードルは高い目標であるかなという捉えをしています。

教育長：例えば働いている人の中で、超過勤務時間が最も多い人で、1か月で何時間ぐらいですか。

教育指導課長：管理職が多いかなと思っはいるのですが、百数十時間になっています。

教育長：百数時間になっているのは、教頭先生が多いですか。

教育指導課長：なかなか答えにくいところではありますが、学校規模にもよります。

教育長：児童生徒の数が多いところは超過勤務の時間が多くなる傾向ですか。

教育指導課長：はい。

前田委員：小規模校では、そこまで多くはならないのではないのでしょうか。

教育指導課長：はい。少し言いにくいのですが、大規模校の方が管理職も含めて超過勤務時間が長くなっているという状況はあります。したがって、職員数や児童生徒数が少ないほうが超過勤務の時間は少ない傾向かと思えます。

それとあわせて、同じ学校に配置をされていても、人によって勤務時間が変わるということがありますので、先日の工藤先生の講演の話ではないですが、当事者として、自分の働き方を見つめ直すという仕事が必要なのかなと思っています。来年度にそういったロードマップを考えるときにも、先生方が自分に矢印を向けて、自分の働き方をいかに変えていくのかというあたりも、いろいろと考えてもらうような研修もしていきたいなと思っています。

前田委員：昔であれば、長く勤務することが、一生懸命に働いていて美德である

といったことがあったと思います。教育委員会内でも遅くまで仕事をされていて、すごいなといったことがあったと思うのですが、今は時代の変化もあり、意識を変えていかなければならないと思います。仕事量についてはICTも導入されており、先生方にも、もう少し時間ができるのではないかなと思うのですが、超過勤務時間が変わっていないとすると、意識が変わっていないのではないかなと思います。むしろ早く仕事を済ませて帰ってれば美德になるような意識改革をしなければ、なかなか大きく変わっていかないのではないのでしょうか。これだけ教育委員会も配慮して、仕事をできるだけ軽減するような方法など、さまざまな施策をいろいろとされたりしているのだから、それでも超過勤務時間が減らないというのは、そのあたりの意識をどのように変えるのかということを検討してもらったほうが良いのではないかなというのが私の意見です。

教育長：兼子委員、経営者の視点からどうですか。

兼子委員：先日、工藤先生の講演の中の話でもありましたが、私が会社を改革したときには、やはり意識改革がすごく大事だということを実感しました。先月にもその話題を出させてもらったのですが、要するに経営経験の乏しい代表と一緒に会社を運営していくためには、会社の問題点を自分たちで出した上で、どのように変えるのかということも、自分たちで出していく以外には方法がないということです。会社に残ってくれた人たちは、「社長が代わったら、こうやりたかった」という案を持っていた人が多かったので、どんどん意見が出てきて、すごく具体的に一個一個の問題を解決していったことがあります。それで何が変わったのかといえば、生産性が上がり、それぞれ社員に時間ができたのです。そういった中で、また会社にプラスになるアイデアを持ってきてくれ、会社も何とか潰れずに継続できたといった実感があったのでお話ししています。改革をするためにどうするのかといったところが、動きとして遅いかなという感じがします。先日の講演を聞いて、一つぐらいいい言葉を取り入れようとか思っているようでは、なかなか変わらないかなと思うのです。確かに、先生たちは時間が足りないので、学校に残って仕事をしたがると思うのですが、みんなの意識が大きく変化しなければ、こういったことは変わっていかないかなと思います。不登校の問題にしても、学校の様々なことや先生の残業時間にしても、結構危機的な状況であるといったことを皆さんがあまり分かっておらず、幾らこちらで手だてを先生たちが考えてくれても、なかなか変えていこうとみんなが思えないのではないかなと少し思いました。意識改革が一番大事なことかと思えます。

教育長：既に人材確保について、非常に支障が出ており、若い子たちは時間外勤務や休日勤務をあまりしたくないと考えていると思いますので、そこは喫緊の課題ですので、このあたりについても現場と一緒にしっかりとお願いします。

議案第4号 長浜市立学校体育施設の開放に関する規則の一部改正について

教育長は事務局に説明を求め、文化スポーツ課長から資料に基づき説明があった。

主な質疑応答は以下のとおり

前川委員：この利用料金ですが、施設を借りる人が予約システムを使うということですが、こういった支払い方法になるのですか。

文化スポーツ課長：今、利用料金の支払いについては四半期ごとに文化スポーツ課から請求をさせてもらっています。3か月ごとに全ての利用実績を計算して請求をさせてもらっているという状況です。

前川委員：その都度ではなく、まとめて請求をされているのですね。

教育長：電子マネーなどで支払えると、一番良いのでしょうかね。

文化スポーツ課長：そういったご要望をされている方もおられますが、例えばキャンセルなどが出てくると、電子マネーの利用手数料も当然かかりますので、その分を誰が負担するかなど、少しいろいろと課題があり、少し事務的にも煩雑になるため、まずは予約手続きから電子化していくという形です。

教育長：やるならば、やはり最終形までしっかりとしていただきたいと思います。多くの施設管理などを、前川委員のところでもされておられますが、こういったように、すべてを予約システムでされているのですか。

前川委員：今、市の予約システムが入った施設では、特に企業が使用される施設を持っており、企業だと請求払いが多いのですが、やはりそこでも電子マネーの支払いもできないのかなどの意見をお聞きします。また、今Pay Payなどを利用される皆さんが増えて、施設では支払いに来るだけでも大変なので、一般の利用者からもPay Payでの支払いがここはできないのかといった声を聞きます。まずは利用料金の関係で、おそらく規約から変えていかなければいけないでしょうね。

教育長：そうですね。

松宮委員：条文に「予約システムを利用して」と書いてあるのですが、予約システムを利用せず、紙により申請書を提出して施設を利用される場合は、システム利用料金は必要ないということですか。

文化スポーツ課長：これまでからの紙での申込みもありますが、システムで予約をすればシステムから申込書のようなものが出てくるので、それを代用するような形で取り扱おうかと思っています。

松宮委員：必ずシステム利用料金 300 円は必要だということですか。システムを直接利用していなくても必要であるという理解でいいのですか。

文化スポーツ課長：このシステム利用料金というのは、施設を利用すれば1回ごとに300円と、加えて1時間ごとに施設利用料金200円がかかるということなので、施設を利用しなければかからないということになっています。

教育部長：聞いておられるのは、システムを使用せずに紙で申請書を提出して、予約はできるのかという話だと思います。

松宮委員：条文に「予約システムを利用して申込書を提出する場合は」と書いてあるので、予約システムを利用しない申込みはどうなのでしょう。

文化スポーツ課長：紙の申請書でも提出ができます。

松宮委員：その場合は、システム利用料金は必要だということでしょうか。

文化スポーツ課長：必要です。施設を使用しなければ不要です。

教育部長：予約システムを使用しなくても、必要かという話を聞いておられます。

文化スポーツ課長：予約システムを使用しなくても、システム利用料金の 300 円は必要です。

松宮委員：この条文の第 7 条の 2 項の規定が少しおかしくなってしまうと思いますが、大丈夫ですか。

文化スポーツ課長：これは予約システムの申込手續に関することですので、システム利用料金は施設を利用した実績があれば必要であるということです。

教育部長：聞いておられるのは、予約システムを利用せずに、紙による施設利用の申込手續をした場合でも、利用料金は必要なのかという話だと思います。

文化スポーツ課長：基本的にはシステムを利用して申込みをしていただくということが、大前提となっています。

教育部長：いわゆる紙での施設利用申込みはないということで良いのですか。

文化スポーツ課長：基本的にはそうです。

松宮委員：この条文は、何か誤解が生じる可能性があるかなと思った次第です。

文化スポーツ課長：あくまでも、施設を利用される全ての方に、予約システムを利用していただくということになっております。最初のころは一部、例外的にどうしてもシステムを利用できないということもありますが、原則はシステムで予約していただくということになります。

前田委員：今、松宮委員が言われていますが、条文のどこかに施設の利用予約は予約システムを利用して申し込むことなど書いてあるのでしょうか。書いていないのであれば、なかなか読み取りにくいと思います。

松宮委員：今から条文も変えづらいのかもしれませんが、そもそも第 7 条第 2 項の「予約システムを利用して所定の申込書を提出する場合は」といった条件はつけなくてもよかったのではという気がします。

前田委員：これについては、条文のどこかで記載があれば、松宮委員が言われたように文言を省いても問題がないかなと思います。

文化スポーツ課長：第 7 条第 1 項は、あくまで利用手續について書かれています。

松宮委員：分かりました。しつこいようですが、利用料金の 300 円を追加する理由が、予約システムの受益者負担であると読めてしまうので、予約システムを利用していないのであれば、受益者負担として負担させるのはおかしいと捉えてしまったので、それは誤解がないようにということだけお伝えしておきます。

文化スポーツ課長：あくまでも今回の 300 円というのは、予約システムの利用ももちろんそうなのですが、学校の用具などいろいろと老朽化している部分の修

繕についても、当然市が負担しているため、あくまで実費負担でという形なので、予約システム利用のための300円だけではないということです。

教育部長：ほかに施設を借りるためには、1面1時間あたり150円か200円の利用料金があり、加えて予約システムを利用すれば300円といった話の中で、これは予約システムを利用するための利用料金が300円であると思うが、今の話だと両方一緒になっていると思うが、どうなのか。

文化スポーツ課長：予約システムの利用料金なのですが、若干少しその部分も含んでおり、埋め合っているような状況です。

教育部長：新しい予約システムを入れるので、その運営にお金がかかるので、1件使うごとに300円必要だということであれば分かりやすいが、さきほどの話では「予約システムを利用せず、紙で予約をした場合でもシステム使用料は必要か」と聞いておられる中で、利用料が必要だという話をしたので、予約システムを使っていないのになぜ300円が必要なのかという話になっていると思う。

文化スポーツ課長：当然、予約システムを利用しなくても、予約システムに入力したりであるとか、手間ももちろんかかりますので、システム利用料金300円を頂くということでお願いしたいと思います。

前川委員：おそらく、施設を使用される人が予約システムを使用していなくても、統一して会計などの管理をしていくために、施設や学校側がシステムに予約入力しなければならぬと思います。ですので、申込みを紙でされても、施設管理者側がシステムに入力するので、要はこの予約システムを導入した学校の体育館では、必ずこの予約システムを利用しなければならないということですよ。

文化スポーツ課長：はい。

前川委員：申込みは紙であってもシステムであっても、運用するに当たっては、必ず予約システムを使用しているということになりますよね。

文化スポーツ課長：そうです。管理側の手間もかかるということです。

前川委員：今運営している施設はそうなので、電話や紙による申請でIDを取得してもらうなどするのですが、やはり登録できない人でも、施設側ではそれを入力しなければ領収書が発行できないなどの支障があるため、実際はシステムをすでに使用していることになります。それと同じようなことだと思います。

文化スポーツ課長：そうです。

教育部長：そうであれば、先ほど松宮委員が言われたように、条文に「施設予約システムを利用して」と入れなくても、「市が管理する施設の予約のために申込みをする場合は」だけでよいのではないか。

前川委員：今見ると誤解を生じますね。紙で予約した人はなぜシステム利用料金を追加で、しかも200円よりも高い300円を支払わなければならないのかと思うかもしれません。利用料金を上げてしまったほうが理解は得られるのではないのでしょうか。



松宮委員：もしかすると、条文の前項に何か書いてあり、それと整合することがあるかもしれません。

教育長：これは、再検討はできるのですか。

前田委員：今、教育部長がまとめてくれたものが、一番整合性があるのではないかと思います。

教育長：そうすると、文言が少し変わってくるということですか。

前田委員：そうですね。

兼子委員：「システムを利用して」と書かれると、やはりシステムを利用していないので必要ないという誤解が出てくると思うので、施設維持管理のためということでもいいのではないのでしょうか。

教育長：文言修正できる時間はありますか。

文化スポーツ課長：予約システムを3月1日から稼働しようとしております。

山岡次長：3月4日に臨時会を開催させていただきますので、そこでもう一度確認をいただくという形でどうでしょうか。

教育長：条文を全部見ることはできるのですか。今は新旧対照表だけなので他の条文はどうなっているのかが見られると分かりやすいと思います。

山岡次長：少し施行日が遅れてしまいますが、影響がなければ3月4日の臨時会で再度審議をしていただきたいと思いますが、間に合わないようであれば臨時代理を行い、3月4日に報告させていただく形になります。

文化スポーツ課長：補助金の関係があるため、3月4日では支障が出るかもしれません。

教育長：補助金等々の関係でどうしても支障があるということになりましたら、臨時代理をさせていただき、3月4日に皆様にご報告させていただきたいと思えます。

## 6. 協議・報告事項

案件なし

## 7. その他

## 8. 閉会

教育長から閉会宣言があった。